

「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」  
に対する各省庁からの回答への再検討要請について

平成17年8月5日  
内閣府規制改革・民間開放推進室  
内閣府市場化テスト推進室

本年6月に実施した集中受付月間において寄せられました「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」について、関係省庁に対して検討要請を行い、第1次の回答を得ておりましたが、これに対する当室からの再検討要請を取り纏めましたので公表致します。(資料1)

今回の再検討要請に対する各省庁からの再回答に関しましても、本HPに後日掲載する予定です。

**(注) 市場化テストを含む民間開放要望については、当室からの再検討要請が同一文となる場合が多いため、ここに下記の通り掲載致します。**

『「市場化テスト」は、納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、公共サービスの価格だけでなく質の面も含めて、官民が参加する競争入札を通じ透明・中立・公正に評価し、国民にとって最も望ましい主体を選定する仕組みである。公共サービスの質や価格において、官側の方が民間事業者より優れているというなら、胸をはって「市場化テスト」に参加すればよいのであって、「公権力の行使」等に該当すると貴省が主張される公共サービスや中期目標期間中の独立行政法人が実施している公共サービス等も含め、少なくとも、そもそもこうした公共サービスをアプリオリに「市場化テスト」にかけること自体を門前払いする必要はないはずと考える。この点についての貴省の見解を示されたい。』

**【資料1】 検討要請に対する各省庁の回答および当室からの再検討要請 (PDF形式、Excel形式)**

(様式A 全国規模の規制改革要望)

- ・ 警 察 庁
- ・ 人 事 院
- ・ 金 融 庁
- ・ 総 務 省
- ・ 法 務 省
- ・ 外 務 省
- ・ 財 務 省
- ・ 文部科学省
- ・ 厚生労働省
- ・ 農林水産省
- ・ 経済産業省
- ・ 国土交通省
- ・ 環 境 省
- ・ 防 衛 庁

- ・内閣府
- ・内閣官房
- ・公正取引委員会

(様式B 市場化テストを含む民間開放要望)

- ・警察庁
- ・人事院
- ・金融庁
- ・総務省
- ・法務省
- ・外務省
- ・財務省
- ・文部科学省
- ・厚生労働省
- ・農林水産省
- ・経済産業省
- ・国土交通省
- ・環境省
- ・防衛庁
- ・内閣府
- ・内閣官房
- ・公正取引委員会

【資料2】要望主体別「要望事項(事項名)」「管理コード」「制度の所管省庁等」「項目」一覧表(全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望)(PDF形式、Excel形式)

様式A 全国規模の規制改革要望

様式B 市場化テストを含む民間開放要望

【資料3】当室に寄せられた要望のうち、その全部又は一部を構造改革特区推進室で一元的に取扱う事項一覧表(PDF形式、Excel形式)

○各省庁の回答の見方

- 1) 初めに「資料 2」をご覧頂き、ご自身の「要望事項（事項名）」の「制度の所管省庁等」及び「管理コード」をご確認下さい。
- 2) 次に「資料 1」の中で「制度の所管省庁等」に該当する省庁のページをご覧下さい。「管理コード」に対応する形で、各省庁の要望事項に対する回答が記されております。（回答は、「管理コード」の昇順で掲載されております。）
- 3) 「資料 1」中の「措置の分類」、「措置の内容」欄の記号が示す内容は、以下の通りです。  
 なお、いずれも各省庁からの回答をそのまま掲載しているものです。

ア) 措置の分類

（様式 A 全国規模の規制改革要望）

分類	内容
a : 全国規模で対応	● 要望内容について、全国規模での対応を図ることとしており、遅くとも平成 18 年度中に実施するものであって、対応策が明確であるもの
b : 全国規模で検討	● 要望内容について、実施を前提に既に検討に着手しているものの、 ・ 対応策が不明確であるもの ・ 実施時期が不明確、若しくは平成 19 年度以降のもの ● 現在検討は行っていないものの、 ・ 今後検討を予定されているもの ・ 今後検討に値すると考えるもの
c : 全国規模で対応不可	● 要望内容について、全国規模で対応不可能であるもの
d : 現行制度下で対応可能	● 要望内容について、現行の規定により対応可能であるもの
e : 事実誤認	● 要望内容について、規制自体が存在しないなど事実誤認のもの
f : 税の減免等に関するもの	● 要望内容について、税の減免、補助金等、従来型の財政措置に関するもの等

(様式 B 市場化テストを含む民間開放要望)

分類	内容
a①: 民間開放を実施	●要望内容について、民間開放を図ることとしており、遅くとも平成 18 年度中に実施するものであって、対応策が明確であるもの
a②: 市場化テストを実施	●要望内容について、速やかに市場化テストが実施可能であるもの
b①: 民間開放を検討	●要望内容について、民間開放の実施を前提に既に検討に着手しているものの、 ・対応策が不明確であるもの ・実施時期が不明確、若しくは平成 19 年度以降のもの ●現在検討は行っていないものの、 ・今後検討を予定されているもの ・今後検討に値すると考えるもの
b②: 市場化テストを検討	●要望内容について、市場化テストの実施を前提に既に検討に着手しているものの、 ・対応策が不明確であるもの ・実施時期が不明確、若しくは平成 19 年度以降のもの ●現在検討は行っていないものの、 ・今後検討を予定されているもの ・今後検討に値すると考えるもの
c: 対応不可	●要望内容について、民間開放と市場化テストのいずれも対応不可能であるもの
d: 現行制度下で対応可能	●要望内容について、現行の規定により民間開放又は(自治体等による)市場化テストが可能であるもの
e: 事実誤認	●要望内容について、業務自体が存在しないなど事実誤認のもの
f: 税の減免等に関するもの	●要望内容について、税の減免、補助金等、従来型の財政措置に関するもの等

< 地方自治体の業務に関する市場化テスト要望について >

市場化テストについては、地方公共団体における公共サービスの効率化、質の維持向上を図っていく観点からも、重要な意義を持つものと考えております。地方公共団体における市場化テストについては、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（改定）」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において、国は先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等、必要

に応じ所要の検討・環境整備を行うこととされております。

これを踏まえ、地方公共団体の業務を市場化テストにかけるべきとの様々なご提案につきましては、上記「3か年計画（改定）」に基づき、地方公共団体における市場化テストの導入・実施を阻害している現行法令があれば、その改正等環境整備につき、引き続き、当該法令所管府省と協議・調整を進めてまいります。

なお、ご提案の事業を実際に市場化テストに掛けるか否かについては、各地方公共団体の自発的なご判断によりますので、内閣府としては、いただいたご提案内容を広く地方公共団体に対して周知して参りたいと考えております。

#### イ) 措置の内容

分類	内容
I	法律上の手当てを必要とするもの
II	政令上の手当てを必要とするもの
III	省令・告示上の手当てを必要とするもの
IV	訓令又は通達の手当てを必要とするもの